

※ 登録番号	第 60 号 (令和 5年 2月 21日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	<input checked="" type="checkbox"/> 総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	個人
3.商号又は名称 (ふりがな)	たっちすとーん・きゃびたる・まねーじめんと かぶしきがいしゃ タッチストーン・キャピタル・マネージメント株式会社	
4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	まつもと まさひで 松本 雅秀	
5.資本金額	50,000,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
うるま まさと 賣間 正人	代表取締役会長	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
まつもと まさひで 松本 雅秀	代表取締役社長	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
ふくしげ まさみ 福重 正実	取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
いちむら えいき 市村 映樹	取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
かとう ともひこ 加藤 友彦	取締役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
まえやま たつし 前山 達史	取締役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
ふじい たかお 藤井 貴朗	監査役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
いけがみ たいら 池上 平	監査役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋

号等の名称を記載することができる。

- (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
ふくしげ まさみ 福重 正実 (不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者)	取締役 投資運用部長 兼投資アドバイザー部長	投資判断、売買、賃貸、 管理、助言業務
いちむら えいき 市村 映樹 (法令等を遵守させるための指導に関する業務を行う者)	取締役 コンプライアンス部長 兼内部監査部長	コンプライアンス業務
しまね まさのり 島根 正典	管理グループ・マネージャー	総務・経理業務
計 3 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 社	令和3年1月1日	〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目5番8号 ヒューリックJP赤坂ビル 12階 電話03-5114-6622 FAX 03-5114-6623
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9. 業務の方法

1. 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産
 - (1) 種類：主として業務用ビル、共同住宅、商業施設、物流施設等
 - (2) 規模：特段の定めを設けない
 - (3) 所在する地域：主として首都圏、全国主要都市圏、及びその周辺部等
2. 助言の方法
主として一定期間継続的な資産運用に係る助言を行うが、単発的な不動産投資に関する助言を行うこともある。助言の方法は、書面、面談、電子メール、電話等により行う。
3. 報酬体系
 - (1) 継続的な資産運用に係る投資助言業務又は投資一任業務の報酬
以下の通りとする。ただし、業務内容等を勘案して契約ごとに顧客と協議の上、個別に定める。
 - ① 取得報酬：
対象資産の取得価格に料率1.5%を乗じた額を上限とする。
 - ② 管理報酬：
対象資産の取得価格に料率1.0%を乗じた額を年額として、対象資産の運用期間に応じて月割り又は日割りにより計算した額とする。
 - ③ 売却資産：
対象資産の売却価格に料率1.5%を乗じた額を上限とする。
 - ④ 成功報酬：
一定の目標利まわりを超過した場合に、超過収益に50%程度の料率を乗じた額を上限とする。
 - (2) 単発的な助言業務
業務内容等を勘案して契約ごとに顧客と協議の上、個別に定める額とする。
4. 報酬の支払時期
 - (1) 継続的な資産運用に係る助言又は一任業務の報酬
以下の通りとする。ただし、業務内容・スキーム等を勘案して契約ごとに顧客と協議の上、個別に定める。
 - ① 取得報酬：
物件取得時とする。
 - ② 管理報酬：
1ヶ月毎又は3ヶ月毎に、管理運用期間の翌月末日までとする。
 - ③ 売却報酬：
物件売却時とする。
 - ④ 成功報酬：
超過収益確定後、1ヶ月以内とする。
 - (2) 単発的な助言の報酬
助言業務が終了した翌月末日までとする。
5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
投資助言業務又は投資一任業務を受託する場合、投資スキーム上の理由から、匿名組合出資を受けた合同会社又は株式会社（特例有限会社を含む）、もしくは資産の流動化に関する法律の基づく特定目的会社を契約相手先とする。（別添スキーム図参照）
6. GIPS基準への準拠表明
なし

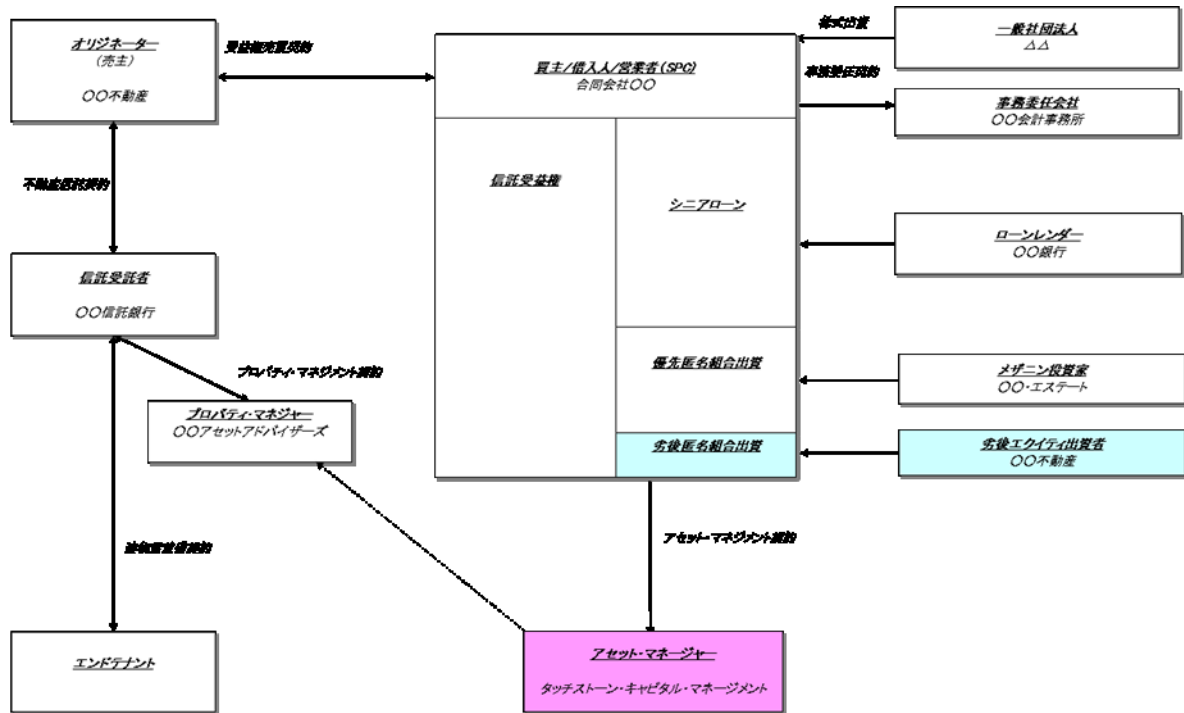
(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類(例:業務用ビル、商業施設、住宅等)、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法(例:単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等)
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にとっては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準(資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。)に準拠表明をしたものである場合には、その旨

(別添資料)

匿名組合、信託を用いる場合のスキーム図



10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
①. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長（金商） 第851号	平成19年9月30日
②. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事(4)88348号	令和4年10月19日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

<p>1. 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 不動産取引に関するコンサルタント業(2) 不動産の賃貸、仲介、管理及び鑑定(3) 資産の管理および運用に関するコンサルタント業(4) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業(5) 金融商品取引法に規定する投資運用業(6) 金融商品取引法に規定する投資助言・代理業(7) 警備業(8) 不動産、不動産証券化商品等に対する投資業(9) 前各号に附帯する一切の業務
<p>2. 事業の内容</p>

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住 所
だんとーほーるでいんぐす かぶしきがいしゃ ダントーホールディングス株式会社	普通株式 5,805 株	100.0 %	兵庫県南あわじ市北 阿万伊賀野1290 番地

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
かとう ともひこ 加藤 友彦	淡路交通株式会社 (一般乗合旅客自動車運送業)
	ダントーホールディングス株式会社 (他に分類されないサービス業)
まえやま たつし 前山 達史	ダントーホールディングス株式会社 (他に分類されないサービス業)
いけがみ たいら 池上 平	ダントーホールディングス株式会社 (他に分類されないサービス業)

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。